

## 城南衛生管理組合規約の変更について

城南衛生管理組合が乙訓環境衛生組合からし尿及び浄化槽汚泥の処理委託を受けるに際して、地方自治法の規定による規約の変更が必要となり、構成市町である宇治市において議会の議決が必要となるものです。

### 1 経過

令和7年8月1日に乙訓環境衛生組合（構成市町：向日市、長岡京市、大山崎町）から城南衛生管理組合に対して、し尿及び浄化槽汚泥の処理委託について協議の依頼がありました。

### 2 城南衛生管理組合の対応

- ・乙訓環境衛生組合からのし尿等の搬入量の見込みは、比較的少量（令和6年度実績：1,069.35kℓ）であり、城南衛生管理組合の施設（クリーンピア沢）の処理に大きな影響がない。
- ・城南衛生管理組合の処理量は平成30年度と比較し約30%減少している。

城南衛生管理組合のし尿及び浄化槽汚泥の処理量（単位:kℓ）

平成 30年度	令和 6年度	増減
		▲11,158.59 (▲30.2%)
36,982.32	25,823.73	

城南衛生管理組合においては、以上を踏まえて「処理施設の余力を有効活用するもの」及び「行政間での協力に基づくもの」として、乙訓環境衛生組合からのし尿等を受け入れる方向で協議を進められています。

### 3 規約について

#### （1）規約の位置付け

- ・地方自治法の規定に基づき、各構成市町の議決を経た上で、協議を行い定めたもの
- ・規約を変更する際ににおいても、同法の規定に基づき、各構成市町の議決を経た上で、協議を行うこととされている

## **(2) 変更内容**

乙訓環境衛生組合からのし尿等を受け入れるに際しては、「組合の共同処理する事務」として新たに「組合市町以外の地方公共団体からの受託処理に関する事務」を加える変更が必要となります。

## **4 今後の予定**

令和7年12月定例会にて城南衛生管理組合規約変更の議案提出予定です。